

25 八行行発第 18 号
平成 25 年 11 月 21 日

| | | | |
|----------|----|----|---|
| 八王子市監査委員 | 白柳 | 和義 | 殿 |
| 同 | 矢野 | 和利 | 殿 |
| 同 | 松本 | 良子 | 殿 |
| 同 | 高木 | 順一 | 殿 |

八王子市長 石 森 孝 志

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成15年度

| | |
|--------------|--|
| 監査テーマ | 市税、保育料、生活保護費返納金の滞納について |
| 監査項目 | 市税の滞納について |
| 指摘項目 | 総合税システムについて |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘内容 (概要) | 現状の総合税システムは、債権保全を行う上で滞納整理基本マニュアル上定められている所定の手続きが実施されているかどうか網羅的にチェックする機能が備わっていない。このような管理上有用な情報をリストアップし、システム上必要な情報収集機能を優先順位を付けて構築していくことが望まれる。 |
| 措置内容 | 平成23年度に導入した総合税システムから独立した「滞納管理システム」を、当監査での指摘事項を踏まえた機能拡張・充実を目的に、24年度にカスタマイズを行った。 従前は個人単位（縦断的単位）による進捗状況等の管理、情報収集機能においてのデータ抽出のみであったが、今カスタマイズ内容の一つである「SQLによる抽出機能」を付加したことにより、処分状況単位（横断的単位）での進捗状況等の管理や情報収集機能充実に伴う任意条件のデータ抽出が可能となった。 結果、進捗状況等の管理及び任意条件抽出による情報収集が実現できた。 |
| 措置時期 | 平成25年3月31日 |
| 所管部課 | 税務部納税課 |

平成18年度

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 下水道事業における事務の執行及び事業の管理について |
| 監査項目 | 財務の視点からの経営評価について |
| 指摘項目 | 下水道使用料の徴収業務の経費負担について（負担率等の合理性について） |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘内容 （概要） | <p>負担率の算定において、対象経費を水道料金の収納単位数から下水道料金の収納単位数に対応するよう変換し、その対象経費の半分を市が負担することとなっている。</p> <p>適正な負担率の候補として、関連原価に属する経費については、基本的に下水道事業が負担し、無関連原価については、折半よりも少ない負担割合で経費を按分することが合理的であるものと考えられる。</p> <p>当該下水道使用料徴収対象経費の詳細の入手依頼や、負担率の抜本的な見直しについて、正式な交渉を多摩改革本部に申し入れるよう、下水道部の経営者の決断に期待するものである。</p> |
| 措置内容 | <p>監査の結果に基づき、経費の負担内訳についてより詳細に把握するために、多摩水道改革推進本部長に対し、包括外部監査結果の抜粋を添付して、市長名での申し入れを行った。また、当該負担金の対象項目や経費割合の見直しについては、毎年度、市長会を通して東京都に要望している。</p> <p>その結果、窓口関連の業務委託契約について、1者特命随意契約から競争入札にするなどの見直しにより総体的な負担額の削減に繋がっており、今後も引き続き経費の負担内訳についてより詳細に把握できるよう資料の提供を求めていく。</p> |
| 措置時期 | 平成25年1月4日 |
| 所管部課 | 水循環部下水道課 |

平成18年度

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 下水道事業における事務の執行及び事業の管理について |
| 監査項目 | 財務の視点からの経営評価について |
| 意見項目 | 北野処理区の流域下水道事業への編入問題について |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | 市民に対し北野処理区の編入問題に関する現在の戦略的な対応等について、適時適切に情報を提供する努力を怠ってはならない。 |
| 措置内容 | 平成22年3月に策定された「水循環計画」に、編入に向けた実施スケジュールを示し、公表している。また、平成24年12月19日に東京都と八王子市で編入についての基本協定が締結され、平成24年12月28日付で一般紙に記事として掲載され、広く公表されている。 今後も、実施スケジュール等の方針に基づいて事業を進めていく過程で、議会及び関係町会への情報提供を行っていくとともに、市のホームページにも流域編入について掲載し、広く市民に情報提供を行っていく。 |
| 措置時期 | 平成24年12月28日 |
| 所管部課 | 水循環部水再生課 |

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 下水道事業における事務の執行及び事業の管理について |
| 監査項目 | 下水道使用料の減免について |
| 意見項目 | 下水道使用料減免の判断基準について |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | 下水道使用料の減免の具体的な判断に当たって、公平性の面からもその判断基準の明文化が求められるものと考えられることから、当該判断基準の明文化を検討されたい。 |
| 措置内容 | 多摩ニュータウン区域との公平性を保つため減免については東京都と同様の減免規定を適用している。都において平成27年度末まで適用時期が延長されたことに伴い、本市においても同様とすることとして市長決裁を行い、基準について市のホームページに掲載した。 |
| 措置時期 | 平成25年4月1日 |
| 所管部課 | 水循環部下水道課 |

平成21年度

| | |
|--------------|--|
| 監査テーマ | 自転車駐車場等に係る事務の執行について |
| 監査項目 | (2) 自転車駐車場別収支分析について |
| 意見項目 | 収支計画及び年度実績等の比較検討について |
| 提案事項 | 自転車駐車場ごとの計画・実績の比較結果について(西八王子駅南口自転車駐車場) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>分析の結果、実績ベースの剰余金は、約2,000万円の剰余金が発生していることがわかる。供用開始から13年程度経過しているため、利用者である市民の満足度を考慮して、センターに対して施設補修等の要望を行うことが求められているものと考えられる。</p> <p>また、業務委託費等の削減の分析も必要であり、さらなるコスト削減の余地はないか、センターに対して働きかける必要がある。</p> |
| 措置内容 | <p>包括外部監査の提案を受け、市民満足度を高めるため、市では人員配置の分析・見直しの要望や施設の補修要望などを、センターに対して行っている。</p> <p>市は、業務委託費の大部分を占める人件費の削減を図るため、利用状況等の分析や、人員配置の見直しを行うようセンターに対し文書等で要望した結果、不必要な配置については見直しを実施し、また、利用者の多い施設には、休日(日・祝日)についても管理員を新たに配置するなど、市民からの要望に応えた適正な人員配置となっていることが確認できた。</p> <p>施設補修等についても、市民からの要望があった部分や、市担当者による現場の確認等に基づき、緊急的な補修が必要な部分について、市からセンターに対して文書で要望を行っており、平成23年度から継続的に補修等が実施され、更なる市民サービスの向上に繋がっている。</p> |
| 措置時期 | 平成25年6月27日 |
| 所管部課 | 道路事業部交通事業課 |

平成21年度

| | |
|--------------|--|
| 監査テーマ | 自転車駐車場等に係る事務の執行について |
| 監査項目 | (2) 自転車駐車場別収支分析について |
| 意見項目 | 収支計画及び年度実績等の比較検討について |
| 提案事項 | 自転車駐車場ごとの計画・実績の比較結果について(西八王子駅北口西自転車駐車場) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>分析の結果、実績ベースの剰余金は、約900万円の剰余金が発生していることがわかる。供用開始から13年程度経過しているため、利用者である市民の満足度を考慮して、センターに対して施設補修等の要望を行うことが求められているものと考えられる。</p> <p>また、業務委託費について、その計画値と実績値では270万円の減少が把握される。この業務委託費等の削減の分析も必要であり、その差額の発生原因についても把握する必要がある。</p> <p>さらなるコスト削減の余地はないか、センターに対して働きかける必要がある。</p> |
| 措置内容 | <p>包括外部監査の提案を受け、市民満足度を高めるため、市では人員配置の分析・見直しの要望や施設の補修要望などを、センターに対して行っている。</p> <p>市は、業務委託費の大部分を占める人件費の削減を図るため、利用状況等の分析や、人員配置の見直しを行うようセンターに対し文書等で要望した結果、不必要な配置については見直しを実施し、また、利用者の多い施設には、休日(日・祝日)についても管理員を新たに配置するなど、市民からの要望に応えた適正な人員配置となっていることが確認できた。</p> <p>施設補修等についても、市民からの要望があった部分や、市担当者による現場の確認等に基づき、緊急的な補修が必要な部分について、市からセンターに対して文書で要望を行っており、平成23年度から継続的に補修等が実施され、更なる市民サービスの向上に繋がっている。</p> |
| 措置時期 | 平成25年6月27日 |
| 所管部課 | 道路事業部交通事業課 |

平成21年度

| | |
|--------------|--|
| 監査テーマ | 自転車駐車場等に係る事務の執行について |
| 監査項目 | (2) 自転車駐車場別収支分析について |
| 意見項目 | 収支計画及び年度実績等の比較検討について |
| 提案事項 | 自転車駐車場ごとの計画・実績の比較結果について(高尾駅南口自転車駐車場) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>分析の結果、実績ベースの剰余金は、約1,200万円の剰余金が発生していることがわかる。供用開始から11年程度経過しているため、利用者である市民の満足度を考慮して、センターに対して施設補修等の要望を行うことが求められてくるものと考えられる。</p> <p>また、業務委託費についても、その計画値と実績値では190万円の削減が把握される。その業務委託費等の削減の分析も必要であり、その差額の発生原因についても把握する必要がある。</p> <p>さらなるコスト削減の余地はないか、センターに対して働きかける必要がある。</p> |
| 措置内容 | <p>包括外部監査の提案を受け、市民満足度を高めるため、市では人員配置の分析・見直しの要望や施設の補修要望などを、センターに対して行っている。</p> <p>市は、業務委託費の大部分を占める人件費の削減を図るため、利用状況等の分析や、人員配置の見直しを行うようセンターに対し文書等で要望した結果、不必要な配置については見直しを実施し、また、利用者の多い施設には、休日(日・祝日)についても管理員を新たに配置するなど、市民からの要望に応えた適正な人員配置となっていることが確認できた。</p> <p>施設補修等についても、市民からの要望があった部分や、市担当者による現場の確認等に基づき、緊急的な補修が必要な部分について、市からセンターに対して文書で要望を行っており、平成23年度から継続的に補修等が実施され、更なる市民サービスの向上に繋がっている。</p> |
| 措置時期 | 平成25年6月27日 |
| 所管部課 | 道路事業部交通事業課 |

平成21年度

| | |
|--------------|--|
| 監査テーマ | 自転車駐車場等に係る事務の執行について |
| 監査項目 | (2) 自転車駐車場別収支分析について |
| 意見項目 | 収支計画及び年度実績等の比較検討について |
| 提案事項 | 自転車駐車場ごとの計画・実績の比較結果について(八王子駅北口旭町自転車駐車場) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>分析の結果、実績ベースの剰余金は、約300万円の剰余金が発生していることがわかる。改築後、10年程度経過しているため、利用者である市民の満足度を考慮して、センターに対して施設補修等の要望を行うことが求められてくるものと考えられる。</p> <p>また、業務委託費について、その計画値と実績値では880万円の削減がなされているようである。この業務委託費等の削減の分析も必要であり、その差額の発生原因についても把握する必要がある。</p> <p>さらなるコスト削減の余地はないか、センターに対して働きかける必要がある。</p> |
| 措置内容 | <p>包括外部監査の提案を受け、市民満足度を高めるため、市では人員配置の分析・見直しの要望や施設の補修要望などを、センターに対して行っている。</p> <p>市は、業務委託費の大部分を占める人件費の削減を図るため、利用状況等の分析や、人員配置の見直しを行うようセンターに対し文書等で要望した結果、不必要な配置については見直しを実施し、また、利用者の多い施設には、休日(日・祝日)についても管理員を新たに配置するなど、市民からの要望に応えた適正な人員配置となっていることが確認できた。</p> <p>施設補修等についても、市民からの要望があった部分や、市担当者による現場の確認等に基づき、緊急的な補修が必要な部分について、市からセンターに対して文書で要望を行っており、平成23年度から継続的に補修等が実施され、更なる市民サービスの向上に繋がっている。</p> |
| 措置時期 | 平成25年6月27日 |
| 所管部課 | 道路事業部交通事業課 |

平成21年度

| | |
|--------------|--|
| 監査テーマ | 自転車駐車場等に係る事務の執行について |
| 監査項目 | (2) 自転車駐車場別収支分析について |
| 意見項目 | 収支計画及び年度実績等の比較検討について |
| 提案事項 | 自転車駐車場ごとの計画・実績の比較結果について(八王子駅北口地下自転車駐車場) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>分析の結果、実績ベースの剰余金は、約13百万円の剰余金が発生していることがわかる。供用開始から11年程度経過しているため、利用者である市民の満足度を考慮して、センターに対して施設補修等の要望を行うことが求められてくるものと考えられる。</p> <p>業務委託費についても、その実績値が計画値を300万円超過していることが把握される。その業務委託費が超過していることの分析も必要である。</p> |
| 措置内容 | <p>包括外部監査の提案を受け、市民満足度を高めるため、市では人員配置の分析・見直しの要望や施設の補修要望などを、センターに対して行っている。</p> <p>市は、業務委託費の大部分を占める人件費の削減を図るため、利用状況等の分析や、人員配置の見直しを行うようセンターに対し文書等で要望した結果、不必要な配置については見直しを実施し、また、利用者の多い施設には、休日(日・祝日)についても管理員を新たに配置するなど、市民からの要望に応えた適正な人員配置となっていることが確認できた。</p> <p>施設補修等についても、市民からの要望があった部分や、市担当者による現場の確認等に基づき、緊急的な補修が必要な部分について、市からセンターに対して文書で要望を行っており、平成23年度から継続的に補修等が実施され、更なる市民サービスの向上に繋がっている。</p> |
| 措置時期 | 平成25年6月27日 |
| 所管部課 | 道路事業部交通事業課 |

平成21年度

| | |
|--------------|--|
| 監査テーマ | 自転車駐車場等に係る事務の執行について |
| 監査項目 | (2) 自転車駐車場別収支分析について |
| 意見項目 | 収支計画及び年度実績等の比較検討について |
| 提案事項 | 自転車駐車場ごとの計画・実績の比較結果について(京王八王子駅南・中央・東自転車駐車場) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>分析の結果、実績ベースの剰余金は、約1,000万円の剰余金が発生していることがわかる。供用開始から11年程度経過しているため、利用者である市民の満足度を考慮して、センターに対して施設補修等の要望を行うことが求められてくるものと考えられる。</p> <p>業務委託費についても、その実績値が計画値を180万円超過していることが把握される。その業務委託費が超過していることの分析も、人員配置の計画と実際との関係でも必要である。4つの自転車駐車場の管理要員としては計画上、10.5名を予定していたが、実際の管理要員数は少ない可能性がある。</p> |
| 措置内容 | <p>包括外部監査の提案を受け、市民満足度を高めるため、市では人員配置の分析・見直しの要望や施設の補修要望などを、センターに対して行っている。</p> <p>市は、業務委託費の大部分を占める人件費の削減を図るため、利用状況等の分析や、人員配置の見直しを行うようセンターに対し文書等で要望した結果、不必要な配置については見直しを実施し、また、利用者の多い施設には、休日(日・祝日)についても管理員を新たに配置するなど、市民からの要望に応えた適正な人員配置となっていることが確認できた。</p> <p>施設補修等についても、市民からの要望があった部分や、市担当者による現場の確認等に基づき、緊急的な補修が必要な部分について、市からセンターに対して文書で要望を行っており、平成23年度から継続的に補修等が実施され、更なる市民サービスの向上に繋がっている。</p> |
| 措置時期 | 平成25年6月27日 |
| 所管部課 | 道路事業部交通事業課 |

平成22年度

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について |
| 監査項目 | 3. 法人市民税及び事業所得税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について |
| 指摘項目 | (1) 法人市民税及び事業所得税の課税事務について 結果 ウ. 事務補助業務委託について |
| 指摘事項 | (ア) 契約方法(単価契約)の問題点について(指摘) |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘内容 (概要) | <p>平成22年4月より財団法人T協会との間で、「法人市民税・事業所得税課税事務補助業務委託契約」が締結されている。</p> <p>その委託内容は、申告書等の受付及び発送業務、申告書記載データの入力業務、窓口及び電話での問合せへの対応等であり、住民税課にて、他の正規職員と同一の執務スペース内で業務に従事しているため、市民と接する業務や電話対応等も、正規職員と一体とした業務運営がなされている。このような業務実態から判断すると、請負契約というより、労働者派遣契約として整理すべき業務内容である可能性が高い。</p> <p>その場合、財団法人T協会の職員に対する市の指揮命令(業務の遂行に関する指示管理)の有無が問題となるが、実際、業務の実施を視察した際に、主に申告書データの入力作業に従事していたものの、必要に応じて、カウンターでの市民対応及び電話の取り次ぎ等を行う等、外観上、正規職員からの指示等に服している観がある。</p> <p>また、本来、単価契約を締結する委託契約は、出来高払いを想定したものである。</p> <p>本件のように、業務の完成水準に関する定めがなく、かつ、受託者側に時間管理権限の独立性が低い業務において、時給を単価とした委託契約(請負契約)とすることは適切ではない。</p> <p>そこで、業務の実態を見直した上で、労働者派遣契約もしくは嘱託職員等としての直接雇用等も含めて、実態に合致し、かつ法令等に準拠した契約方法とする必要がある。</p> |
| 措置内容 | <p>業務の実態に則した担当のあり方について協議・検討した結果、「法人市民税・事業所得税課税事務補助業務委託契約」は平成24年度を以って終了し、職員を一名増員配置し対応することとした。</p> |
| 措置時期 | 平成25年4月1日 |
| 所管部課 | 税務部住民税課 |

平成22年度

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について |
| 監査項目 | 4. 固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について |
| 指摘項目 | (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務について 結果 イ. 固定資産税の減免について (イ) 平成21年度における固定資産税の減免状況について |
| 指摘事項 | a. 団地内通路について(指摘) |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘内容 (概要) | <p>固定資産税の減免を行っている団地内通路3カ所のうち、2カ所については一般の通行制限等がなされておらず、開発当時と減免申請の事情に大きな変化がないと考えられたものの、他の1カ所については明らかな通行制限がなされており、固定資産税の減免理由を喪失している現況であった。</p> <p>団地内通路については開発時に減免申請が行われているため、時の経過に伴い、減免されていることの事情に通じていない所有者ないしは管理組合が、減免の意図に反して通路の利用制限を設けている可能性がある。</p> <p>したがって、他の団地内通路についても、開発当時の事情に変化が生じていないかどうか確かめる必要がある。</p> |
| 措置内容 | <p>指摘のあった土地について、当初減免決定した書類を精査したところ、減免する理由は団地内通路ということではなく、集会所としての減免であった。当該土地とその上に存する家屋(団地)は一体として区分所有法による権利が設定されていること、当該土地を含む一体の土地は通路部分(当該土地)が公共の用に供されていることから減免されているのではなく、家屋の延床面積に対する集会所の面積の割合で減免しているものであった。</p> <p>包括外部監査人に現地調査時に誤って説明したもので、集会所として利用している状況は、当初の減免申請のあった時と変化はなく、引き続き減免することとした。</p> <p>また、他の団地内通路についても、平成23年夏から平成24年冬までの間、継続的に現地調査を行っており、減免申請当時と利用状況は変化しておらず、減免要件を備えていることを併せて確認した。</p> |
| 措置時期 | 平成25年1月1日 |
| 所管部課 | 税務部資産税課 |

平成22年度

| | |
|----------|--|
| 監査テーマ | 一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について |
| 監査項目 | 2. 個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について |
| 意見項目 | (1) 個人市民税の賦課事務について 結果 ア. 課税の公平性について (ア) 個人住民税の未申告調査対象について(意見) |
| 提案事項 | a. 未申告調査の目的について(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容(概要) | 未申告調査の目的は調定額の増加にあり、「課税漏れをなくすため」である。 平成18年度までは、年度により地域を限定して実地調査を行い、全件調査を行っていたが、平成19年度以降は、未申告者のうち、一定の条件に該当する者に絞って催告する方法に変更した。 未申告調査については、費用対効果を検討した上で目的を設定することは妥当であるが、適時に見直しをするための検討材料を蓄積するよう要望する。 |
| 措置内容 | 平成24年11月に財政状況類似15団体及び都内25市への照会を実施し、40市より回答を得た。その内22市から未申告調査マニュアルの提供を受けたので、それらの資料を今後の見直しのための検討材料としていく。 |
| 措置時期 | 平成25年1月31日 |
| 所管部課 | 税務部住民税課 |

| | |
|----------|---|
| 監査テーマ | 一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について |
| 監査項目 | 2. 個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について |
| 意見項目 | (1) 個人市民税の賦課事務について 結果 ア. 課税の公平性について (ア) 個人住民税の未申告調査対象について(意見) |
| 提案事項 | b. 未申告調査の対象者を限定している点について(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容(概要) | 市は、未申告調査を行う際、24歳以上61歳以下の未申告者に対して市の申告書を送付し、申告を催告している。 未申告調査の手法については、毎年調査実施方針により決定されている。 しかし、特に62歳以降を調査対象外とする基準は、年金受給の60歳開始を前提と考えられるが、65歳からの年金受給という実情から判断して未申告調査の対象範囲を65歳へと変更することを要望する。 |
| 措置内容 | 平成25年度用のシステム改修において、未申告調査対象年齢を23歳以上66歳以下へ変更した。 |
| 措置時期 | 平成25年3月31日 |
| 所管部課 | 税務部住民税課 |

平成22年度

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について |
| 監査項目 | 2. 個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について |
| 意見項目 | (1) 個人市民税の賦課事務について 結果 ア. 課税の公平性について (ウ) 個人住民税の正確性の検証について |
| 提案事項 | b. 税制改正等への対応について(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>税制改正で影響を受ける内容については、システム上で計算される数値を別の方法で検算し、正確性を担保することは有用であるものと考えられ、住民税課でもサンプルチェックで手計算の結果との照合を行っている。</p> <p>ただし、どのようにサンプルを抽出するか、また何件抽出するか、については経験則により判断して行っているのが現状である。</p> <p>サンプル抽出方法及びその方法論が確立されていれば、税額計算の正確性が担保され、業務の効率化につながり、さらに税額計算の結果に対する説明責任が果たせることになるため、サンプル抽出方法及びその方法論の確立が望まれる。</p> |
| 措置内容 | <p>税制改正に伴う税額計算の変更はシステム改修を行い実施するが、システム改修にあたっては検証系システムを用意しており、検証系システムで税制改正の正確性を確認したうえで本番システムを改修している。サンプルチェックについては、データを抽出し検証するものではなく、基礎データを蓄積した検証系システムに税制改正を検証できるテストデータを加えて検証を実施するという方法で実施している。また、この新たに作成したテストデータについては、手計算による全件確認を実施することにより正確性を確保している。</p> <p>監査の提案を受け、より効率的で正確なテストデータの検証が実施できるよう検討し、全件確認を行う上記テストデータについて、従来は、何件作成するか等、検証方法について意思決定を行っていなかったため、平成24年度から、テストデータの作成数や検証のスケジュール等について課内で統一した意思決定を行った。その結果、担当の経験則によらない検証を実施することができた。今後も、税制改正の内容に応じて検証を実施し、税額計算の正確性を担保していく。</p> |
| 措置時期 | 平成24年12月5日 |
| 所管部課 | 税務部住民税課 |

平成22年度

| | |
|--------------|--|
| 監査テーマ | 一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について |
| 監査項目 | 2．個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について |
| 意見項目 | (1)個人市民税の賦課事務について 結果 イ．個人住民税の減免処理について |
| 提案事項 | (ウ)租税条約による税額減額の取扱いについて(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | 租税条約による税額減額の取扱いについて、調定は、減免制度と同じ箇所に記載されており、総合税システム上も個別対応していない。 近年租税条約による税額減額の件数・金額がともに増加傾向にあり、その重要性が高まる場合に備え、システム上での取扱いの必要性を検討する必要がある。 |
| 措置内容 | 租税条約による課税免除の取扱いについて、減免と租税条約による免除を個別対応するためのシステム改修は、総合税全域にわたる多大な改修を要することと、住民税課のデータを使用している他課でのプログラム修正も必要になることから実施は不可と判断した。 しかし、従来、租税条約では使用できなかった帳票について部分的な修正を加え、免除の場合にも使用できる表記等に変更することで、事務の軽減、効率化を図った。 また、システムにより出力する調定表については、減免と免除の合計額表示となっているものの、データとしては入力コードにより各々を区別し保持している。 |
| 措置時期 | 平成25年3月31日 |
| 所管部課 | 税務部住民税課 |

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について |
| 監査項目 | 3．法人市民税及び事業所税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について |
| 意見項目 | (1)法人市民税及び事業所税の課税事務について 結果 ウ．事務補助業務委託について |
| 提案事項 | (イ)派遣契約との比較について(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | 財団法人T協会との随意契約理由にもあるように、「法人市民税・事業所税の課税事務の補助業務であり、法人市民税及び事業所税の申告書の内容のチェックや申告書の作成指導等を行うため、法人市民税及び事業所税に関する専門知識を有するのみならず、当該税の実務経験を有することが必要」とされている。 しかし、市の課税事務の補助業務であることに鑑みると、市の税務部職員OBを再任用職員等によって活用することも考えられる。また、コスト面での比較も含めて、その適否を検討することを要望する。 |
| 措置内容 | 業務の実態に則した担当のあり方について協議・検討した結果、「法人市民税・事業所税課税事務補助業務委託契約」は平成24年度を以って終了し、職員を一名増員配置し対応することとした。 |
| 措置時期 | 平成25年4月1日 |
| 所管部課 | 税務部住民税課 |

平成23年度

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について |
| 監査項目 | - 1. 収集及び運搬業務について 2. 可燃ごみ・新聞及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託について |
| 意見項目 | (3) 結果 可燃ごみ等収集運搬業務委託における業務委託内訳書について |
| 提案事項 | ア. 直接人件費の記載内容について(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>地区及び 地区の事業者から入手した業務委託内訳書では、運転手と作業員の区別をしていない事業者が存在する。その理由の合理性を検討することが必要である。</p> <p>一方、地区や 地区のように落札率の低い地区についても、同様の詳細な人件費明細を入手しないと、実際に運転手や作業員の給料及び諸手当並びに法定福利費等が適正に算定されているかどうか判断できない状況である。ちなみに、地区及び 地区の人件費明細は、一式での記載となっている。業務委託内訳書の入手の趣旨を再度確認されたい。</p> |
| 措置内容 | <p>毎年、可燃ごみ等収集運搬業務については、委託エリアを拡大しているため、変更契約を実施している。平成25年度変更契約をした際に本市で作成した詳細な業務委託内訳書を示し、それに沿った業務委託内訳書を事業者から徴収し、給料や諸手当など人件費の内訳を確認した。今後も、詳細な業務委託内訳書を参考に次回契約の設計書の作成に活用し、コスト分析に努めていく。</p> |
| 措置時期 | 平成25年4月1日 |
| 所管部課 | 環境部ごみ減量対策課 |

平成23年度

| | |
|--------------|--|
| 監査テーマ | 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について |
| 監査項目 | - 1 . 収集及び運搬業務について 2 . 可燃ごみ・新聞及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託について |
| 意見項目 | (3) 結果 可燃ごみ等収集運搬業務委託における業務委託内訳書について |
| 提案事項 | イ . 直接物件費の記載内容について (意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>地区の事業者は、燃料費である軽油やオイル代を市担当課の想定した走行距離に基づき、ほぼ正確に見積もっている。直営の実績の1.5倍の倍率に基づく走行距離の基準にも忠実に算定していることは気にかかる所であり、その1.5倍については、次回の入札に際しては、設計段階でも削減の余地があるのではないかと考える。</p> <p>地区の事業者の見積り内訳には、車両関係費としては、燃料費及び定期修繕費が見積もられているが、車両8台分の減価償却費の見積りが無い。減価償却費等の発生主義のコストを想定した内訳書を要求し、コスト分析を十分に実施することが求められているものと考ええる。</p> |
| 措置内容 | <p>毎年、可燃ごみ等収集運搬業務委託については、委託エリアを拡大しているため、変更契約を実施している。平成25年度変更契約をした際は、地区エリアの実走行距離から設計書を作成するとともに、燃料費などの直接物件費や減価償却費が入った詳細な業務委託内訳書を事業者から徴収し、内容を確認した。平成25年度6月補正予算に当たっては、市が作成した設計書と平成25年度変更契約の際に徴収した業務内訳書を比較し、設計書の内容が適正かどうかコスト分析を行った。</p> |
| 措置時期 | 平成25年4月1日 |
| 所管部課 | 環境部ごみ減量対策課 |

平成23年度

| | |
|-----------------|--|
| 監査テーマ | 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について |
| 監査項目 | - 1 . 収集及び運搬業務について 2 . 可燃ごみ・新聞及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託について |
| 意見項目 | (3) 結 果 可燃ごみ等収集運搬業務委託における業務委託内訳書について |
| 提案事項 | ウ . 業務管理費及び一般管理費の記載内容について (意 見) |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見 |
| 提案内容 (概 要) | <p>地区及び 地区の見積りでは、業務管理費及び一般管理費の算定は一式で記載されているが、 地区については積み上げ計算されている。内容としては、消耗品費、保険料及び諸経費である。その諸経費の内訳も詳細に科目を明示し金額を算定している。他の地区もそのような明細を入手することが次期の契約にあたっての設計書の作成に役立つ情報であると考え。</p> <p>したがって、それぞれの地区の比較が可能な詳細な明細を基本として、業務委託内訳書を入手し、活用されることを要望する。</p> |
| 措置内容 | <p>毎年、可燃ごみ等収集運搬業務委託については、委託エリアを拡大しているため、変更契約を実施している。平成25年度変更契約をした際に本市で作成した詳細な業務委託内訳書を示し、それに沿った業務委託内訳書を事業者から徴収し、業務管理費及び一般管理費の内訳を確認した。今後も、業務委託内訳書を参考に次回契約の設計書の作成に活用し、コスト分析に努めていく。</p> |
| 措置時期 | 平成25年4月1日 |
| 所管部課 | 環境部ごみ減量対策課 |

平成23年度

| | |
|--------------|--|
| 監査テーマ | 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関わる事務の執行について |
| 監査項目 | - 1. 収集及び運搬について 3. 不法投棄防止用監視システム保守点検業務委託について |
| 意見項目 | (3) 結果 業務委託の積算について(意見) |
| 提案事項 | 業務委託の積算について(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | 監視システム保守業務委託について、設計書を作成することが慣行としてなされていない。 本来、業務委託契約においては、予定価格設定のための積算行為が必要であり、その結果として設計書を作成することが予定されるべきである。 事業担当部門は「業務委託内訳書」や参考見積書に基づき、執行伺書の「執行予定額」を設定するのではなく、「業務委託内訳書」も含む複数の事業者からの参考見積等を精査して、事業実施部門としての「設計書」を作成し、契約行為につなげるよう、設計業務の研鑽に努力されたい。 |
| 措置内容 | 包括外部監査の提案を受け、設計書の作成が全庁的に実施されるよう、平成24年8月30日付の契約課長通知「業務委託契約における設計書等の提出について」において、以下のとおり通知した。 ・平成25年度以降の業務委託契約（執行予定額200万円以上の総価契約案件に限る）については、契約締結請求に際し、設計書又はこれに準ずる積算根拠資料の提出を要すること。 ・200万円未満の案件についても、設計書等の作成に努めること。 ・受注者から徴する業務委託内訳書については、できるだけ詳細な内訳の記載を求めこと。 平成25年度の不法投棄防止用監視システム保守点検業務委託において、上記契約課通知に基づいて契約事務を実施した。今年度の契約については、契約予定額が200万円を下回ったため契約課への提出はしていないが、次期契約以降も、契約課の通知に基づき、事業者から徴取した参考見積等を精査し、設計書等の作成に努めていく。 |
| 措置時期 | 平成25年4月1日 |
| 所管部課 | 財務部契約課、環境部戸吹・館・南大沢清掃事業所 |

平成23年度

| | |
|--------------|--|
| 監査テーマ | 廃棄物対策及びリサイクル推進に係る事務の執行について |
| 監査項目 | - 2 . 中間処理及び処分等業務について 3 . 北野清掃工場の業務委託契約について |
| 意見項目 | (3) 結果 ごみ焼却設備運転管理業務委託の設計額の計算について(意見) |
| 提案事項 | ごみ焼却設備運転管理業務委託の設計額の計算について(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>ごみ焼却設備運転管理業務委託については、現状、委託先においては4人1組3班体制で業務を実施しているが、これ以外に1名がマネージャーとして平日昼間に常駐している。当該マネージャーにヒヤリングしたところ、当人は設備運転管理業務に直接携わっているのではなく、業務計画の策定や全体管理、市職員との連絡等の間接的な業務のみを行っているということであった。</p> <p>当マネージャーの業務対価を試算すると、年額約760万円(3年間で2,280万円)であった。</p> <p>当該マネージャーの業務はその勤務時間が日勤であることから、委託業務の対象である夜間の業務を直接実施する人員ではなく、業務の監督も行っていない。その業務は間接業務に近いものであると考えられる。</p> <p>委託業務(日勤者としてのマネージャーの業務内容を含めて)について詳細な業務分析を実施し、設計書を作成することで、契約段階でも業者に対して効果的、効率的な業務遂行を促すことが期待される。</p> |
| 措置内容 | <p>包括外部監査の提案を受け、設計書の作成が全庁的に実施されるよう、平成24年8月30日付の契約課長通知「業務委託契約における設計書等の提出について」において、以下のとおり通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度以降の業務委託契約(執行予定額200万円以上の総価契約案件に限る)については、契約締結請求に際し、設計書又はこれに準ずる積算根拠資料の提出を要すること。 200万円未満の案件についても、設計書等の作成に努めること。 受注者から徴する業務委託内訳書については、できるだけ詳細な内訳の記載を求めること。 <p>今年度(平成25年6月1日～平成27年3月31日)のごみ焼却設備運転管理業務委託契約において、上記通知に基づいた業務設計書の積算を実施し、検証・検討を重ねた結果、マネージャー(現場総括者)に対する労務費を削除し業務責任者(班長と兼務)として計上した。</p> <p>また、仕様書内では、「業務責任者は施設に常駐(平日・昼間)し現場総括者として・・・」の表記を「業務責任者は、業務全体の総括を行い、常に甲との連絡を保ち・・・」と変更し契約を実施した。</p> <p>今後も業務分析を実施し、効果・効率的な業務遂行に努めていく。</p> |
| 措置時期 | 平成25年6月1日 |
| 所管部課 | 財務部契約課、環境部北野清掃工場 |

平成23年度

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について |
| 監査項目 | - 2 . 中間処理及び処分等業務について 7 . 戸吹不燃物処理センターにおける業務委託について |
| 意見項目 | (3) 結果 不燃物運搬業務委託に係る委託金額について(意見) |
| 提案事項 | 不燃物運搬業務委託に係る委託金額について(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>平成21年度と平成22年度を比較した場合、不燃物処理センターから最終処分場への搬出量は減少しているが、支払額は逆に増加している。</p> <p>この理由については、当該業務の主な費用が、特殊車両の維持費や作業員の拘束時間の人件費であり、最終処分場への搬出量の減少により運搬回数が減少したからといってそれと比例的に減少するものではない。</p> <p>しかし、業者からの見積もりの詳細な内訳を入手していないこと、市としても独自の積算を行っていないことから、必ずしも当該金額が実態に照らして妥当であると結論づけることはできない。</p> <p>したがって、委託業務内容の詳細を精査・分析することにより、業者に対してより効率的な業務運営を促すよう要望する。</p> <p>また、当該業務は固定的な費用が多くを占めるものであり、必ずしも運搬回数に比例して費用が発生する性格のものではないため、単価契約とする理由に乏しく、総価契約への変更を検討すべきである。</p> |
| 措置内容 | <p>業務委託について、平成22年度から24年前期の実績から予定搬出量を312tとし、総価契約及び単価契約の見積りを3者より徴取した。その結果、運搬予定回数と実績回数が破碎設備の故障や清掃工場への搬入制限に伴う運転停止のため、運搬予定回数の変動が大きいとの理由から各社とも単価契約と比べ総価契約の見積りが0%～25%増であること、また運搬経費についての市の積算としては、設計・積算や、市場把握等、コスト管理の専門書である「建設物価」の建設廃棄物を基に建設廃棄物収集運搬・受託料金を算出し比較したところ、各社の単価見積もりが妥当であることから、不燃物運搬業務委託については総価契約ではなく単価契約とする。</p> |
| 措置時期 | 平成25年4月1日 |
| 所管部課 | 環境部戸吹クリーンセンター |

平成23年度

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について |
| 監査項目 | - 2 . 中間処理及び処分等業務について 7 . 戸吹不燃物処理センターにおける業務委託について |
| 意見項目 | (3) 結果 破砕可燃物等運搬業務委託に係る委託金額について(意見) |
| 提案事項 | 破砕可燃物等運搬業務委託に係る委託金額について(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>平成21年度と平成22年度を比較した場合、不燃物処理センターから出た破砕可燃物の焼却量は17,213トンから11,883トンに大幅減少(減少率31%)しているが、運搬業務委託契約額は逆に微増している。</p> <p>この理由については、当該業務の主な費用が、特殊車両の維持費や作業員の拘束時間の人件費であり、戸吹清掃工場への搬出量の減少により運搬回数が減少したからといって、それと比例的に減少するものではないことなどであった。</p> <p>しかし、前段の不燃物運搬業務委託同様、業者からの見積りの詳細な内訳を入手していないこと、市としても独自の積算を行っていないことから、業者の見積単価が妥当であるかどうかの検証は行われておらず、必ずしも当該金額が実態に照らして妥当であると結論づけることはできない。</p> <p>したがって、委託業務内容の詳細を精査・分析することにより、業者に対してより効果的で効率的な業務運営を促すよう要望する。</p> |
| 措置内容 | <p>平成22年10月からのプラスチック資源化センターの稼働に伴い、22年度の前期契約と後期契約を、「破砕可燃物運搬業務委託」から「破砕可燃物及び可燃物運搬業務委託」と内容を変更し、破砕処理センターから排出される破砕可燃物の運搬のみでなく、ごみから資源物を選別することにより廃棄される可燃物の運搬を含めた委託となった。そのため破砕可燃物運搬経費のみの契約ではなく、整理業務を含めた契約となっている。今回の指摘を受け平成25年度の仕様書については、更なる「ごみから資源へ」を重視した見直しを行い、2者より詳細な見積もりを得るとともに、全国都市清掃会議「平成19年度版 廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」及び、市場把握等、コスト管理の専門書である「建設物価」を基に積算を行った。今後も積算方法については更なる精査を行い委託金額の精度を高めていきたい。</p> |
| 措置時期 | 平成25年4月1日 |
| 所管部課 | 環境部戸吹クリーンセンター |

平成23年度

| | |
|----------------|---|
| 監査テーマ | 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について |
| 監査項目 | - 2 . 中間処理及び処分等業務について 10 . 業務委託の合規性等について |
| 意見項目 | (3) 結 果 戸吹最終処分場計装機器点検委託の設計額の計算方法について (意 見) |
| 提案事項 | 戸吹最終処分場計装機器点検委託の設計額の計算方法について (意 見) |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見 |
| 提案内容 (概要) | 戸吹最終処分場の浸出水処理施設では、浸出水の水質を計測するための計装機器の点検を年1回行っており、専門業者に委託している。その業務委託契約額の決定に当たって、市独自の設計書が作成されておらず、設計額は過年度において業者からの見積書をベースに算定されたものを使用し、毎年度同様の内容の見積書を使用しており、内容の見直しがなされていないことが分かった。 したがって、設計額と契約実績について、費目別に詳細に差異分析を実施し、原因を明らかにした上で、業者に効率的な業務遂行を促すような設計・積算を行うよう要望する。 |
| 措置内容 | 平成24年度の契約から、標準的な工種については、東京二十三区清掃一部事務組合の設備積算標準単価を採用し、特殊な工種については、過年度の契約実績を踏まえ業者見積りを分析評価した単価を採用するなど、業者に対し効率的な業務遂行を促すような設計・積算を行った。 |
| 措置時期 | 平成24年11月28日 |
| 所管部課 | 環境部戸吹クリーンセンター |

平成23年度

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について |
| 監査項目 | - 2. 中間処理業務について 1. プラスチック資源化センターの運転業務委託について |
| 意見項目 | (3) 結果 プラスチック資源化センターの運転業務委託について |
| 提案事項 | ウ. 委託契約上の懸念される事項(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>ごみ処理基本計画の達成時においては、中間処理の結果として1日あたり約25tの容器プラスチックバール処理が期待されるものの、平成22年10月～平成23年3月のプラスチックバール搬出量実績は2,556tであり、契約上の運転業務日128日で除した1日あたりの平均搬出量は約20tと計算された。したがって、基本計画達成水準に対する現在の処理実績は概ね8割の水準にあり、基本計画達成水準においては、プラスチック資源化センターにおける容器包装プラスチックの中間処理工程において現時点より平均約25%の処理量が増加すると分析される。</p> <p>他方、「プラント運転日報」から確認できる容器包装プラスチックラインの運転時間は半年間(128日)で概ね6万分であり、これを1日あたりに換算すると概ね7時間50分であった。契約上の運転時間は8時間45分であり、昼休み等必要な休憩を考慮した場合にはすでに運転時間内において操業度に余裕はないものと考えられる。したがって、ごみ処理基本計画達成のプロセスにおいて、現状水準以上に容器包装プラスチックの収集量が増大する場合には、運転時間の延長も考慮しなければならない他、委託先である特定非営利活動法人においては追加的な人材の手当等が必要になることも予測され、現状の委託料水準では特定非営利活動法人側が委託業務を遂行できないことも容易に推測される。</p> <p>市が掲げるごみ処理基本計画に基づくならば、容器包装プラスチックの処理量は今後増加することが期待される。そこで、適正な業務の遂行を確保するために必要な委託料水準を決定するにあたって、処理量の変動をどのように反映させていくべきであるのかを検討する必要があるものと考えられる。</p> <p>委託業務の適正な遂行を確保するためには、今後、特定非営利活動法人と委託契約について、障害者雇用の促進という施策を踏まえながらも、処理量の変動を考慮した契約形態への見直しをされることを要望する。</p> |
| 措置内容 | <p>平成23・24年度の2か年を掛け契約形態について、処理実績等による検証を行った。その結果、平成23年度以降、委託作業員は機械に慣れ十分に作業時間内に処理ができており、安定した業務履行がなされていた。</p> <p>平成24年度における搬出実績では、一日あたり運転時間約6時間で約20tを処理しており、一日あたりの目標値約25tについても十分に処理対応が可能な状況となっている。そのため、現在の契約形態を今後も継続していく。</p> <p>なお、平成24年度から、委託業務が適正に確保できるよう委託設計書(仕様書)に計画搬入量と計画処理量の追記を行っている。</p> |
| 措置時期 | 平成25年4月1日 |
| 所管部課 | 環境部戸吹クリーンセンター |

平成23年度

| | |
|--------------|---|
| 監査テーマ | 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について |
| 監査項目 | 2. 中間処理業務について 1. プラスチック資源化センターの運転業務委託について |
| 意見項目 | (3) 結果 プラスチック資源化センターの運転業務委託について |
| 提案事項 | エ. ペットボトルラインの処理能力について(意見) |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 提案内容 (概要) | <p>ペットボトルの年間処理量についても、容器包装プラスチックの年間処理量の考え方を踏襲し、平成28年度に予測されるペットボトルの収集量から、施設に要求されるペットボトルの処理量は12t/日(受入量基準)と算定され、平成22年10月より稼働を開始したプラスチック資源化センターは、この要求される処理能力を満たした施設として設計され建設されている。</p> <p>ペットボトルについては季節による収集量の変動も想定はされるものの、一体として運営されている容器包装プラスチックラインと比べてペットボトルラインの操業状況には大幅な余裕が感じられる状況である。ペットボトルの分別回収は平成16年10月より実施されており、平成28年度のペットボトルの収集量も現在より大幅に増加する予測とはなっていない。</p> <p>今後20年程度以上の稼働が期待されるプラスチック資源化センターの有効活用を図るためには、ペットボトルラインの稼働率向上に向けた取り組みが避けられないものとする。既に操業度にあまり余裕のない容器包装プラスチックラインの負荷軽減を含め、ペットボトルラインの有効活用に関する技術的課題の解決方法を含めた対応策を検討されることを要望する。</p> |
| 措置内容 | <p>ペットボトルラインを有効活用するための課題解決に向けて、課内にて検討・調査研究を行った結果、対応策としてペットボトルラインの梱包機周辺設備の改造(共通化)工事が技術的に可能であるとの結論となった。</p> <p>今後の取り扱いについては、プラスチックの処理動向や費用対効果等をしっかり見極めながら適切に対応していく。</p> <p>なお、平成23・24年度の操業状況を検証した結果、ペットボトル及び容器包装プラスチックラインともに、ごみ処理基本計画の目標値にも対応できる水準であった。</p> |
| 措置時期 | 平成25年4月1日 |
| 所管部課 | 環境部 戸吹クリーンセンター |